

第8回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 13番, 14番)

開催期日 平成30年2月27日

第8回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 平成30年2月27日(火) 9時30分

場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 藤 沢 祐 之

本日の出席委員

1番 藤 田 淳	10番 桂 一 照
2番 中 島 信 之	11番 亀 田 孝
3番 大 畠 政 勝	12番 清 水 哲 雄
4番 鳥 村 正 行	13番 長谷川 誠
5番 笹 谷 和 広	14番 木 内 浩 一
6番 塚 本 政 紀	15番 田 村 俊 彦
7番 長 尾 卓 也	16番 川 崎 浩 彦
8番 寺 雅 彦	17番 小 川 信 一
9番 平 田 善 治	18番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員 なし

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局長 吉川 道 也
" 事務局参与 藤 沢 祐 之
" 事務局員 名 内 隆
" 事務局員 仁 平 竜 太

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第16号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
5	報告第17号	農地法第18条第6項の規定による通知について
6	報告第18号	農地のあっせん成立について
7	議案第27号	農地法第3条の規定による許可申請について
8	議案第28号	農用地利用集積計画（案）について
9	議案第29号	農地のあっせんについて
10		農業団体等報告事項

(事務局長)

全員ご起立願います。「礼」ご着席ください。

第8回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員18名、全員出席であります。

栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

(会長)

2月に入ってから寒い日も続いておりますが、作物によっては農作業も始まりました。それでは早速、総会を始めたいと思います。

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、13番長谷川委員、14番木内委員を指名いたします。よろしく願います。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。2月1日、平成30年農業委員会睦会OB会新年懇談会が開催され、吉田会長が出席しました。8日、栗山町農業再生協議会が開催され、吉田会長が出席しました。9日から10日、新・農業人フェア東京が東京都で開催され、吉田会長、藤田委員が出席しました。14日、平成29年度第1回農事組合長会議が開催され、吉田会長が出席しました。14日、北部地区農地流動推進委員会が開催され、長谷川委員長他4名が参加しました。15日、南部地区農地流動推進委員会が開催され、亀田委員長他4名が参加しました。16日、中部地区農地流動推進委員会が開催され、木内委員長他4名が参加しました。23日から24日、マイナビ就農相談会が福岡市で開催され、小川代理、木内委員が出席しました。26日、第5回栗山町農業振興公社評議会が開催され、吉田会長が出席しました。26日、平成29年度第2回栗山町農業教育振興会総会開催され、吉田会長が出席しました。以上です。

日程4 報告16号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第16号 農地の使用貸借契約の解約の通知について、下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は1件となります。

番号1 所在 字〇〇1223番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積5,613㎡他5筆計6筆59,026㎡全筆田でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 平成28年2月21日 契約期間 平成28年2月21日から平成38年2月21日 解約通知日 平成30年2月19日 通知者 貸主 字〇〇151番地 〇〇〇〇 借主 字〇〇151番地 〇〇〇〇 となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告第17号「農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について 下記の農地かかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第18条第6項の規定により通知があったので報告する。今回は4件でございます。

番号1 所在 字〇〇〇659番地2 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積7,005㎡他2筆 田1筆7,005㎡ 畑2筆16,415㎡ 計3筆23,420㎡でございます。利用状況は水田及び普通畑として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成22年12月29日 契約期間 平成22年12月29日から平成33年11月30日 解約通知日 平成30年2月2日 通知者 賃貸人 〇〇市〇区〇〇〇〇〇9丁目2番16号 〇〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇〇470番地 〇〇〇〇 となっております。

番号2 所在 字〇〇〇123番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに畑 面積7,084㎡他3筆 計4筆11,219㎡全筆畑でございます。利用状況は普通畑として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成22年12月29日 契約期間 平成22年12月29日から平成30年11月30日 解約通知日 平成30年2月7日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇〇975番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇〇470番地 〇〇〇〇 となっております。

番号3 所在 字〇〇〇127番地9 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積1,120㎡他2筆 計3筆14,779㎡全筆田でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成22年6月30日 契約期間 平成22年6月30日から平成31年11月30日 解約通知日 平成30年2月7日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇〇975番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇258番地 有限会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇 となっております。

番号4 所在 字〇〇1710番地 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積7,904㎡1筆でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 賃貸借 契約年月日 平成20年12月26日 契約期間 平成20年12月26日から平成31年11月30日 解約通知日 平成30年2月15日 通知者 賃貸人 栗山町字〇〇152番地 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇21番地3 〇〇〇〇 となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけれども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 報告第18号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第18号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は5件でございます。

番号1 申出者 栗山町字〇〇157番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇1373番地 〇〇〇〇
対象農地所在 字〇〇2177番地 地目につきましては 公簿現況ともに田 面積4,405㎡他1筆 田
1筆4,405㎡ 畑1筆892㎡ 計2筆5,297㎡でございます。成立年月日 平成30年2月6日 売買
価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対
価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、藤田委員・田村委員でございます。

番号2 申出者 栗山町字〇〇125番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇168番地 63 〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 〇〇〇 対象農地所在 字〇〇120番地1 地目につきましては
は 公簿、現況ともに田 面積19,261㎡他10筆 田5筆30,929.04㎡ 畑2筆3,581㎡ 用悪水路3
筆1,982㎡ 雑種地1筆423㎡ 計11筆36,915.04㎡でございます。成立年月日 平成30年2月6
日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 用悪水路 〇〇〇〇〇円
雑種地 〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっ
せん委員は、藤田委員・田村委員でございます。

番号3 申出者 栗山町字〇〇151番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇164番地 〇〇〇〇 対
対象農地所在 字〇〇174番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積12,835㎡他1筆 計
2筆16,714㎡全筆田でございます。成立年月日 平成30年2月8日 売買価格 10aあたり 田
〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、清
水委員・平田委員でございます。

番号4 申出者 栗山町字〇〇151番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇145番地 〇〇〇 対象
農地所在 字〇〇1231番地1 地目につきましては 公簿、現況ともに田 面積3,626㎡1筆でござ
います。成立年月日 平成30年2月8日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗
じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、清水委員・平田委員でございま
す。

番号5 申出者 〇〇市〇〇〇2丁目11番12号 〇〇〇〇〇他1名 相手方 栗山町字〇〇329番
地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇487番地 地目につきましては 公簿、現況ともに畑 面積
3,037㎡他1筆 計2筆3,339㎡全筆畑でございます。成立年月日 平成30年2月13日 売買価格
10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あ
っせん委員は、長谷川委員・桂委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程7 議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転(売買)による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 所在 字〇〇1番地2 公簿、現況ともに田 面積45,787㎡1筆でございます。譲渡人住所・氏名 栗山町字〇〇1番地13 〇〇〇〇 摘要といたしまして、今後、耕作することがないので申請地を譲受人に売り渡したい。譲受人は規模拡大のため買い受けたいとなっています。譲受人住所・氏名 栗山町字〇〇70番地10 〇〇〇〇 となっています。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(9番 平田)

番号1について報告いたします。

譲渡人は、高齢のため今後耕作することがなく、隣接者の譲受人に売買するものであり問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたが、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1については原案どおり決定といたします。

日程8 議案第28号「農用地利用集積計画(案)について」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第28号、農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、意見を諮う。今回は賃貸借1件、所有件移転5件、使用貸借5件 計11件です。

整理番号、29所109-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇1373番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇157番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年2月6日 所有権を移転する土地 字〇〇2177番地 現況、田、面積4,405㎡他1筆 田1筆4,405㎡ 畑1筆892㎡ 計2筆5,297㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成30年2月28日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成30年8月31日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29所110-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇168番地 63 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 株式会社 代表取締役 〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇125番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年2月6日 所有権を移転する土地 字〇〇120番地1 現況、田、面積19,261㎡他10筆 田5筆30,929.04㎡ 畑2筆3,581㎡ 雑種地1筆423㎡ 用悪水路3筆1,982㎡ 計11筆36,915.04㎡でございます。利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成30年2月28日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 畑 〇〇〇〇〇〇円 雑種地 〇〇〇〇〇〇円 用悪水路 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成30年8月31日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲で、構成員は男3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29所111-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇164番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇151番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年2月8日 所有権を移転する土地 字〇〇174番地1 現況、田、面積12,835㎡他1筆 計2筆16,714㎡全筆田でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成30年2月28日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の

支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては平成30年8月31日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、玉葱、小麦で、家族構成は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 所 111-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇145 番地 〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇151 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年2月8日 所有権を移転する土地 字〇〇1231 番地 1 現況、田、面積 3,626 m² 1 筆でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成30年2月28日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては平成30年8月31日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆で、家族構成は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 使 112-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇〇926 番地 1 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇〇891 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年2月9日 利用権を設定する土地 字〇〇〇888 番地 3 現況、田、面積 12,261 m²他3筆 計4筆 67,641 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間 平成30年2月28日から平成30年11月30日の9カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦、水稻で、家族構成は男1人女4人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 所 113-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇329 番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇市〇〇〇2 丁目 11 番 12 号 〇〇〇〇〇他1名 申出年月日 平成30年2月13日 所有権を移転する土地 字〇〇487 番地 現況、畑、面積 3,037 m²他1筆 計2筆 3,339 m²全筆畑でございます。利用目的 普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成30年2月28日 対価につきましては 10aあたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては平成30年8月31日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、で、家族構成は男1人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29 賃 114-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇97 番地 〇〇〇〇 利用権を設定

する者 栗山町字〇〇97番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年2月7日 利用権を設定する土地
字〇〇550番地 現況、田、面積14,042㎡他1筆 計2筆23,363㎡全筆田でございます。設定する利
用権の内容につきましては、種類 賃貸借 期間 平成30年2月28日から平成34年11月30日の4
年9カ月となっております。借賃につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇円 面積を乗じまして
合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇名
義〇〇〇口座に振込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は
水稲、玉葱で、家族構成は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農
業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29使115-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇145番地 〇〇〇 利用権を設定す
る者 栗山町字〇〇151番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年2月19日 利用権を設定する土地
字〇〇1223番地1 現況、田、面積5,613㎡他5筆 計6筆59,026㎡全筆田でございます。設定する
利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間 平成30年2月28日から平成30年11月30日
の9カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲、小麦、大豆
で、家族構成は男4人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤
強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29使116-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇33番地 株式会社 〇〇〇〇〇〇
〇〇 代表取締役 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇33番地 〇〇〇 申出年月日 平成
30年2月16日 利用権を設定する土地 字〇〇215番地1 現況、田、面積38,235㎡他12筆 田7
筆68,104㎡ 畑6筆65,185㎡ 計13筆133,289㎡でございます。設定する利用権の内容につきまし
ては、種類 使用貸借 期間 平成30年2月28日から平成39年11月30日の9年9カ月となってお
ります。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲、小麦、大豆で、構成員は男3人
で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の
各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29使117-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇33番地 株式会社 〇〇〇〇〇〇
〇〇 代表取締役 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇39番地 〇〇〇〇 申出年月日 平
成30年2月16日 利用権を設定する土地 字〇〇1270番地1 現況、田、面積8,539㎡他6筆 田
5筆44,332㎡ 畑2筆3,536㎡ 計7筆47,868㎡でございます。設定する利用権の内容につきまし
ては、種類 使用貸借 期間 平成30年2月28日から平成39年11月30日の9年9カ月となってお
ります。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稲、小麦、大豆で、構成員は男3人
で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各
要件を満たしていると考えます。

整理番号、29使118-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇33番地 株式会社 〇〇〇〇〇〇

〇〇 代表取締役 〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇34 番地 〇〇〇 申出年月日 平成30年2月16日 利用権を設定する土地 字〇〇1286 番地 1 現況、田、面積 7,839 m²他 10 筆 田 9 筆 71,527 m² 畑 2 筆 1,824 m² 計 11 筆 73,351 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借 期間 平成 30 年 2 月 28 日から平成 39 年 11 月 30 日の 9 年 9 カ月となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆で、構成員は男 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 2 4 0 日と農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議 長)

はい。只今、事務局より賃貸借 1 件、所有件移転 5 件、使用貸借 5 件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。

寺委員退席願います。

(寺委員退席)

整理番号 29 所 111-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 111-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 29 所 111-2 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 使 115-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 使 115-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 29 使 115-1 は原案どおり決定いたします。

(寺委員着席)

これからは、整理番号順に審議したいと思います。

整理番号 29 所 109-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 109-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 29 所 109-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 110-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 110-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 29 所 110-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 111-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 111-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 111-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 使 112-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 使 112-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 使 112-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 所 113-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 所 113-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 所 113-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 賃 114-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 賃 114-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 賃 114-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 使 116-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 使 116-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 使 116-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 使 117-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 使 117-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 使 117-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 29 使 118-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 29 使 118-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番 29 使 118-1 は原案どおり決定いたします。

日程 9 議案第 29 号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第29号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は6件でございます。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇891 番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年2月2日
申出地所在 字〇〇〇938 番地2 地目は公簿、現況ともに田、面積5,333㎡1筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(6番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、高齢により今後、耕作することはないため、今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん、第2候補に〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鳥村委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、塚本委員、鳥村委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 〇〇市〇区〇〇〇〇〇9丁目2-1 〇〇〇〇〇 申出年月日 平成30年2月2日 申出地所在 字〇〇〇659 番地2 地目は公簿、現況ともに田 面積7,005㎡他3筆 田1筆7,005㎡ 畑3筆17,012㎡ 計4筆24,017㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4番 鳥村)

〇〇さんにおかれましては、相続により農地を取得しておりましたが、今後耕作することはないので今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。只今、番号2について事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員、塚本委員よろしくをお願いします。

(事務局)

番号3 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇975番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年2月7日
申出地所在 字〇〇〇123番地1 地目は公簿、現況ともに畑 面積7,084㎡他7筆 田3筆14,779㎡
畑4筆11,219㎡ 雑種地1筆47㎡ 計8筆26,045㎡でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4番 鳥村)

〇〇〇〇さん所有の農地につきましては、高齢のため今後耕作する予定もなく、農地を売渡したく今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さん、ということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として塚本委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。只今番号3について事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。それでは、何か質問、

意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号3について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号3についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員、塚本委員よろしく
お願いします。

(事務局)

番号4 あっせん申出者 栗山町字〇〇152番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年2月9日 申
出地所在 字〇〇1710番地 地目は公簿、現況ともに田 面積7,904㎡1筆でございます。別紙に今
回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(15番 田村)

〇〇〇〇さん所有の農地につきましては、高齢により今後耕作する予定もなく、農地を売渡したく今
回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇
〇〇さん 第2候補に 〇〇〇〇さん、ということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として
藤田委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。只今番号4について事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。それでは、何か質問、
意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号4について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号4についてはあっせんを可といたしますので、田村委員、藤田委員よろしく
お願いします。

(事務局)

番号5 あっせん申出者 栗山町〇〇4丁目25番地5 〇〇〇〇 申出年月日 平成30年2月14

日 申出地所在 字〇〇243 番地 1 地目は公簿が畑、現況が田 面積 3,582 m²他 8 筆 計 9 筆 21,521 m²全筆田でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(16 番 川崎)

〇〇〇〇さん所有の農地につきましては、相続により農地を取得しましたが、今後耕作する予定もなく、農地を売渡したく今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん 第2候補に 〇〇〇〇さん、ということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として長尾委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。只今番号5について事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。それでは、何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号5について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号5についてはあっせんを可といたしますので、川崎委員、長尾委員よろしくお願いします。

(事務局)

番号6 あっせん申出者 栗山町字〇〇3 番地 〇〇〇〇〇 申出年月日 平成30年2月15日 申出地所在 字〇〇132 番地 1 地目は公簿、現況ともに田 面積 1,786 m²他 10 筆 田 6 筆 23,022 m² 畑 5 筆 1,881 m² 計 11 筆 24,903 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等記載しておりますので参考としてください。

(議 長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(4 番 鳥村)

〇〇〇〇さん所有の農地につきましては、高齢により今後耕作する予定もなく、農地を売渡したく今回のあっせん申出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に〇〇〇〇さん、〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さん、ということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として清水委員と私で進めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議お願いします。

(議 長)

はい。只今番号6について事務局及び関係委員さんからの説明が終わりましたが、関係する委員さんの案件でありますので、退席いただき審議したいと思います。それでは、寺委員退席願います。

(寺委員退席)

それでは何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号6について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号6についてはあっせんを可といたしますので、鳥村委員、清水委員よろしく願います。

(寺委員着席)

それでは、本日の議案につきましては、これで終了でございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議 長)

次期総会の日程は3月29日の木曜日 午前9時30分から、現地調査につきましては3月22日木曜日 午前9時30分から 第2班 中島委員、寺委員、川崎委員に願います。

本日はご苦勞様でした。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(事務局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前10時45分終了)